

平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件

申立人 〇 〇 〇 〇

相手方 株式会社〇〇〇

民事執行停止決定申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

申立人代理人司法書士 〇 〇 〇 〇 印

第1 申立ての趣旨

相手方から申立人に対する、別紙物件目録記載の不動産に関する〇〇地方裁判所平成〇年(ケ)第〇〇号不動産競売事件の競売手続は、御庁平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件が終了するまで中止する。

との決定を求める。

第2 申立ての理由

- 申立人は、相手方に対する債務弁済方法について特定調停を申し立て、御庁平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件として係属中である。
- 申立人は、妻〇子、長男〇男（小学校2年生）の3人家族であり、〇〇〇株式会社に勤務して月々20万円の手取収入を得、妻〇子もスーパー〇〇〇にパートとして勤務し月に8万円程度の収入を得ている。
- 一方、申立人が所有する別紙物件目録記載の不動産に関する住宅ローンは月5万円であり、水道光熱費および電話代約4万円 食費約8万円、車輛関係費約2万円、雑費3万円を要するため、月々の支出合計は約22万円である。この他 申立人は、相手方を含め、貸金業者6社に対し総額約180万円の負債を負っている。
- したがって、上記の生活状態で推移する限り、本件調停が成立すれば、債権者全員に対して月当たり6万円の按分弁済が可能であり、また、7月と12月の賞与（平成〇年の実績年70万円）の一部で突発的な出費にも対応することが可能である。
- 相手方は申立人の所有する別紙物件目録記載の不動産に設定した極度額金300万円の根抵当権（〇〇地方裁判所受付第〇〇号）に基づき〇〇地方裁判所に対し不動産競売を申し立て、別紙物件目録記載の不動産は上記裁判所により差押えがなされている（平成〇〇年(ケ)第〇〇号）。

- 6 一方申立人は、本件調停を申し立てるにあたり、経済的に再生することを強く決意しており、また申立人の勤務する〇〇〇株式会社の経営も安定しており、妻〇子の勤務するスーパー〇〇からも2時間の勤務時間延長の申し入れを受けているため、負債総額、収入状況、返済能力等を総合的に勘案すると、本件調停が成立する蓋然性は極めて高く、申立人の債務整理については本件調停によることが最も適当である。
- 7 ところが、本件不動産は、申立人ら家族の生活の本拠であるところ、本件不動産競売事件が続行されれば、これを失うこととなり、万一居住が不能となれば、生活再建どころではなく、上記のような弁済計画の履行は不能である。
- 8 よって、本件不動産競売は停止していただき、本件調停により分割弁済の合意をしたく、本申立てに及ぶ次第である。

添 付 書 類

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 不動産競売決定正本 | 1通 |
| 2 | 金銭消費貸借契約書 | 1通 |
| 3 | 申立人の給与明細書 | 1通 |
| 4 | 申立人妻の給与明細書 | 1通 |
| 5 | 陳述書 | 1通 |